

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878

京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2014 新春号

2014年1月発行 第73号



ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

日本経済はアベノミクスの三本の矢の政策により明るい兆しが見えてきておりますが、中堅・中小企業にその効果が及んでくることこそが、今年の大きな課題であるように存じます。更に、国際関係においては、近隣諸国との戦略的互恵関係の維持進展も重要であり、ことに東南アジア諸国との経済的、社会的関係は更に深くなっていくものと存じます。

私どもは、今年も中堅・中小企業の日常の企業活動から東南アジアへの海外進出戦略に至るまで、幅広く、的確できめ細かい法的サービスを提供できるよう努めて参りたいと存じます。

さて、2年半にわたり金融庁監督局に出向しておりましたパートナー國吉雅男弁護士が昨年末その任期を全うし、本年1月より事務所に復帰いたしました。この貴重な経験を活かし、皆様に質の高い法的サービスを提供できるものと存じます。

また、金澤浩志弁護士が、アメリカ留学・シンガポールでの執務を終えて事務所に復帰し、昨年12月1日より当事務所のパートナーに就任いたしました。そして、本年1月より2年間の任期で、金融庁監督局に出向することになりました。海外留学経験と中央省庁における執務により、弁護士としてのスキルに磨きがかかるものと期待しております。

本年1月より、昨年末司法研修所を修了しました佐々木裕介弁護士、西中宇紘弁護士、山本一貴弁護士を当事務所に迎えることになりました。いずれも新進気鋭の、将来大成を期待されている弁護士です。佐々木弁護士は東京事務所、山本、西中両弁護士は大阪事務所で執務することになります。私どもと同様、ご交誼、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。上記各弁護士の抱負は5ページ以下に掲載しておりますので、是非ご覧頂きますようお願いいたします。

なお、右の写真は、昨年喜寿と金婚式を迎えたことを記念してカリブ海にクルーズ旅行したときのものです。今後とも夫婦共々健康で活動していけることを願っています。



会長弁護士 中務 嗣治郎

大阪事務所



東京事務所



京都事務所



謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 岩城 本臣

ここ10年来、少子高齢化、価値観の多様化について言われてきました。いよいよその波は我々の家庭、企業の足下にも押し寄せ、且つその深みが増しつつあります。事務所としても、変化する社会状況に合わせた体制作りを努めなければならない、という思いを一層強くしています。
(於マカオ。東洋のセントアンドリュースにて)



弁護士 森 真二

近時毎日新しいニュースが飛び込んできます。当事務所もそのスピードについていくだけではなく、先取りすることが必要であると考えております。(写真は大学時代の学生寮「和敬塾」の仲間と夫婦旅行に行った時の湯布院金鱗湖の一コマです。)



弁護士 村野 讓二

昨年は労働基準監督官を主人公とするテレビドラマや若者に長時間労働やいじめなどの不当な労働環境を強いる「ブラック企業」が話題となりました。人事・労務におけるコンプライアンスの重要性がますます高まっています。



弁護士 加藤 幸江

昨年は京大のiPS細胞研究所を訪問しました。世界中の研究者の熱い視線を浴びて、この細胞がどこまで変化し、人類に何をもたらしてくれるのかとも興味があります。(写真はシアトルのスターバックス1号店です。)



弁護士 安保 智勇

昨年はGlobalawのボードメンバーや上場投資法人の監督役員を務めさせていただくなど新たな経験をさせていただきました。本年も新たなチャレンジをしたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中光 弘

相変わらず体力と気力は充実しております。弁護士として常に迅速で良質なリーガルサービスを追究しておりますが、今年は更なるレベルアップを図って、自分を高めていきたいと考えております。一年間どうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 正裕

昨年は念願のブルゴーニュのドメーズ巡りをしてきました。同じブドウ、同じ畑でも、作り手によって全く違ってくるのがワインです。素晴らしいワインのように、皆さんの心に残るような案件対応を目指したいと思っております。今年もよろしくお願い致します！



弁護士 中務 尚子

20年ぶりにフランスを訪ねました。パリは成熟した大人の街でした。写真はコスプレではなく、オペラ座でご満悦の私です。今年も自分の脚力を信じ、事件をご依頼いただいているクライアントの皆様喜んでいただけるよう着実に進んでいきたいと思っております。



弁護士 村上 創

夜遅くまで机に向かって懸命に受験勉強に勤む長男の背中を見ても、父親としては何とか良い結果を得られるよう祈るしかありません。ご依頼案件について最善の結果を得られるよう本年も誠心誠意邁進する所存です。



弁護士 小林 章博

京都事務所を開設し5年目に入りました。歴史ある企業が多い京都では、まだまだ生まれたばかりの存在ですが、皆様に信頼される法律事務所となるよう一歩一歩頑張っております。(写真は、昨年8月シンガポール留学中の金澤弁護士を訪問した際のもの)



弁護士 錦野 裕宗

本年も、与えられた各局面において、一騎当千の心意気で「全力投球」致します。
クライアントの方々と、共に、全力で、頭を捻り、悩ませて頂く心構えです。
(紅葉の時期に、京都鞍馬山の犬天狗さまと)



弁護士 鈴木 秋夫

今年は初めてフルマラソンに挑戦する予定です。42.195キロは長く感じますが、一定のペースでの一步一步の積み重ねが大切だと思います。仕事においては、常にマイペースというわけにはいかず、時には猛ダッシュも必要になりますが、日々の着実な事件処理を心掛けていきたいと考えています。



弁護士 藤井 康弘

昨年夏より、大阪事務所、京都事務所を兼務しており、久しぶりに弁護士が大勢いる執務室で勤務しております。いずれの事務所のクライアントの皆様に対しても機動的に、迅速、適確なリーガルサービスを提供できるよう努力して参る所存でありますので、何卒宜しくお願いいたします。



弁護士 國吉 雅男

写真は、金融庁における私の送別会の模様です。年末のお忙しい中、本当にたくさんの方々にお集まりいただきました。本年はクライアントの皆様への「倍返し」とも「御返し」の1年と心掛けております。宜しくお願いいたします。



弁護士 瀧川 佳昌

毎年依頼者の方の我々に求めるレベルが高くなっていくことを感じています。本年も研鑽を怠ることなく依頼者の方に満足してもらえるリーガルサービスを提供してまいり所存です。何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士 金澤 浩志

写真はシンガポール滞在中に旅行で訪れたカンボジアのアンコールワットです。荘厳な雰囲気と悠久の時を感じて参りました。海外での生活を経て、色々な所へ旅行に行くことが趣味になりました。今年はどこへ行くかという計画中です。



弁護士 吉田 伸哉

東京五輪の決定、日経平均の近時の高値更新の中迎えた新年において、皆様益々ご発展する1年となるよう祈願しております。私も駆け馬に鞭打つが如く自己研鑽に一層励み、精一杯サポートさせていただきます。



弁護士 平山 浩一郎

昨年11月に40歳の誕生日を迎えました。「不惑」の境地に至ることはありませんが、むしろ依頼者の方々とともに悩み、葛藤し、そして喜びを分かち合えることを心の支えとして、本年も日々の業務に邁進していきたいと思っております。



弁護士 古川 純平

昨年もあつという間の一年でしたが、思い返せば様々な方と出会うことができた一年だったように思います。この出会いを大切に、クライアントの皆様にとって一番になれるよう、人一倍業務に励み、精進いたします！



弁護士 松本 久美子

神在月に縁結びで知られる出雲大社を参拝しました。昨年は人とのつながりの大切さを感じる1年でした。本年も、人との縁を大切に、仕事に邁進して参りたいと存じます。



弁護士 稲田 行祐

ロンドンでも日本の保険会社の皆様に助けて頂き、毎日楽しく、また充実した研修生活を送っております。「自分の成長が一日遅れると、日本の成長も一日遅れる」と肝に銘じて今年も頑張ります。秋頃には帰国予定です。



弁護士 山田 晃久

昨年10月CLOの一員になりました。前職では、資源の乏しい日本にいかにか企業が成長するかを考えるとともに、窮境に陥った企業の危機管理の現場に従事していました。この経験も活かし、クライアントの皆様発展に寄与できるよう、精神一到尽力して参ります。他方、息子達(3歳、1歳)の影響で「鉄男」に目覚め始めた今日この頃。

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。よろしくお願い致します。



弁護士 柿平 宏明

去年は色々斬新な事件の処理することが多かったのですが、既存の考え方に捉われることなく、柔軟で広い視野を持ってそれぞれの事件を見つめることが大事なのだと思います。写真は視野を広げるべく昨年夏にパリに行った時のものです。目が大きくて視野の広い嫁の写真は今年もNGでした。



弁護士 大平 修司

去年はよりアクティブになることを目指し、ゴルフを始め、また、弁護士としても事務所外での活動の機会を増やすよう努めました。今年も新しいことにどんどんチャレンジしてゆきたいと思っています。



弁護士 岩城 方臣

弁護士1年目は毎日が新しい出来事の連続で、人との出会いにも恵まれながら充実した時間を送ることができました。本年も経験を積み重ねながら、法的側面・経済的側面・依頼者のお気持ちの面に対する視野を広げ、一つ一つの案件に誠実に取り組んでまいりたいと思います。



弁護士 森本 滋
(オフカウンスル)

今年で、弁護士3年生となり、大学教授との二足のわらじを履いているのもあと2年となりました。会社法改正を受けて、理論と実務を架橋する会社法の体系書を完成させた後、徐々に弁護士業に軸足を移そうかと考えています。



弁護士 赤崎 雄作

今年はサッカーのW杯がブラジルで開催されます。サッカー日本代表はその機敏性と組織力が魅力的なチームで、上位進出が期待されています。フィールドは異なりますが、中央総合法律事務所の一員として、私も、機敏性と組織力を武器に、飛躍の一年にしたいと思っています。



弁護士 鍛冶 雄一

去年は、一年を通してM&Aや資金調達など様々な取引案件に携わることができ、特に学ぶことの多い一年でした。これらの経験も踏まえ、皆様に適切なアドバイスを提供できるよう今年もさらに研鑽を積んでまいります。



弁護士 本行 克哉

去年の1月に事務所に入所し、あっという間の1年でした。昨年を振り返って、本年は各方面にわたり研鑽を積むことで、より質の高い法的サービスの提供に努めて参ります。私事で恐縮ですが、昨年10月に結婚式を挙げさせていただきました。本年は、公私ともに充実した1年にしたいと考えております。



弁護士 岡村 巨

明けましておめでとうございます。今年も皆様にとって良い年でありますようお祈り申し上げます。



弁護士 角野 佑子

初心に戻って気を引き締めながら、皆様に、より迅速かつ、きめ細やかなリーガルサービスをご提供できるよう、研鑽に励む所存です。クライアントの皆様とともに、成長・発展し続けていける年にしてまいりたいと思っております。



弁護士 下西 祥平

「石の上にも3年」の3年目が過ぎました。依頼者の皆様の懐に踏み込んだアドバイスができていくか自問自答の毎日ですが、常に自らのベストパフォーマンスで力を発揮したいと思っております。



外国法務弁護士 アダム・ニューハウス

With the continuous growth of our internal and external resources, the firm is very well positioned to stand the test of the growing expectations placed upon us by the clients. May our expertise, insights and zeal to serve contribute to spectacular business results and outsized prosperity for our clients and friends in this New Year.



法務部長 寺本 栄

去年の9月に60歳になって事務所を定年退職しましたが、まだまだ元気ですので、引き続き法務部長として働かせていただくことになりました。これからは、ゴルフ等スポーツにも精進して体を鍛えて、健康にも注意しながら、仕事を頑張ろうと思っていますので、よろしくお願い致します。



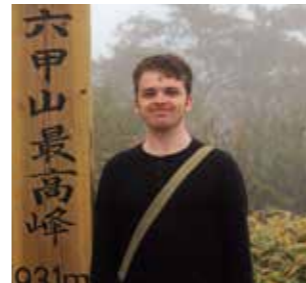
弁護士 太田 浩之

今まで気づかなかったこと、知らなかったこと、考えたことがなかったこと、感じたことがなかったことに出会えることの喜びを日々感じながら生活したいと思っています。



弁護士 草深 充彦

去年は様々な事件を担当させていただくことができ、貴重な経験を積み重ねることができた1年であったと思います。今年もさらなる飛躍の年になればと考えておりますので、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。



外国法務研究員 マイケル・カミレリ
(オフカウンスル)

As an Australian, when I hear the word "horse", I think of the wild Australian brumby. Lawyers aren't usually described as "wild" but in 2014 I hope we bring the energy of the brumby to our work and respond vigorously to each request from our clients. All the best for the new year!



法務部長 角口 猛

本年は、「一期一会」の想いを心に一層努力する所存です。一つ一つの出会いを大切に、一人一人の想いを大切にして、日々の業務に専念したいと考えております。何事もお気軽にご相談いただければ幸いです。



弁護士 中村 健三

弁護士になり5度目の新年を迎え、正に「光陰矢の如し」と感じます。一寸の光陰を軽んじぬよう、改めて気を引き締めて更なる研鑽を積んでいきたいと思っております。ちなみに写真は昨年の京都マラソンですが、趣味のマラソンの方はなかなか「矢の如し」とは言えません…。



弁護士 高橋 瑛輝

弁護士3年目となります。昨年、正月に引いた「大大吉」というおみくじのとおり、公私ともに充実した一年を送ることができました。今年もまた怒濤のような弁護士生活が待っていることですが、昨年の勢いを保ち、さらなるスキルアップを図って、クライアントの皆様のお役に立てるよう邁進する所存です。本年もどうぞ宜しくお願い致します。



弁護士 川口 富男
(オフカウンスル)

「裁判で黑白を決する」と言われますが、真相は黒と白の間にあることが多いものです。これを無理に黑白に決することは、むしろ正義に反します。グレーの程度に合わせた妥当な解決のできる法曹でありたいと念じます。



法務部長 野草 弘嗣

「皆様のご期待に添い、喜んでいただく」という基本に立ち返り、今年も気を緩めることなく、積極的に業務に取り組んでいく所存ですので、本年も変わらぬお引立ての程よろしくお願い致します。

入所のご挨拶



弁護士
佐々木 裕介
(ささきゆうすけ)

〈出身大学〉
県立浦和高等学校
Crowder College(クラウダーカレッジ)
State University of New York at Buffalo
(ニューヨーク州立大学バッファロー校)
慶応義塾大学法科大学院
(経歴)
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
第一東京弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

初めまして。この度、当事務所の一員として執務することになりました、佐々木裕介と申します。

昨年1年間の司法修習を経て、社会の一員として弁護士業務に携わることができることに大きな喜びを感じております。この1年、法曹実務家の諸先輩先生方が、依頼者、当事者、被害者、被疑者・被告人それぞれの方々のために、司法の場が如何に最善な影響を与えられるか、守られるべき権利を守ることができるかということを考えながら、真剣に執務に向き合っている姿を目の当たりにして参りました。

「法律家は人の悲しみに立ち会う職業。それに共鳴できることが法曹として必要な唯一の資質である。」お世話になった検事が仰られた言葉です。法曹は職人でありながらも、向き合うべき法律ではなく、人であり、社会であることを説いて頂きました。

「医者とは、他人の命を預かる仕事。弁護士は、他人の財産を預かる仕事。」お世話になった裁判官から頂戴した言葉です。職業柄、自己の研鑽を怠ってはいけない理由があるとすれば、人の大事なものを預かる身であるからだと考えます。法律に対する探求心を忘れず、また、経済情勢や依頼者のニーズに対するアンテナを張り続け、的確かつ迅速な対応が出来るよう精進して参ります。

未熟ではございますが、皆様方のご期待に添えるよう、一つ一つの職務に対して誠実に、全力で向き合っていく所存です。何卒末永く、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



弁護士
山本 一貴
(やまもとかずたか)

〈出身大学〉
私立大阪星光学院高等学校
早稲田大学法学部
京都大学法科大学院
(経歴)
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)
宅地建物取引主任者試験合格

皆様、はじめまして。この度、司法修習を終え当事務所の一員として、新たに執務をさせて頂くことになりました、山本一貴と申します。

私は、高校生の頃から、法律問題に直面したとき、信頼できる弁護士が身近にいればどれだけ安心することができるのだろうかという気持ちから、自らがそのような存在として依頼者の力になりたいと思い、弁護士を志しました。そして、1年間の司法修習を通じ、法律実務に触れることができたということだけでなく、依頼者と共に戦い、依頼者と共に喜びを分かちあつた人としての弁護士を見ることができ、私も依頼者の方々のために全力で職務を全うしていきたいと、より一層強く思っている次第です。

今日では、非嫡出子相続分規定の違憲判決や特定秘密保護法の議論など、耳にするだけでも様々な法改正や社会情勢の変化があります。また、日々発生する様々な問題は個別具体的なものばかりであり、弁護士がこれに直面することは必至です。しかし、このような「未知との遭遇」に、適正に対応し依頼者の利益を守ることがプロの法律家としての力を発揮するべき機会であり、そのために私自身鍛錬を重ね邁進していかなければならないと肝に銘じております。

「いかなる局面でも、自分を支える余裕は自分が積んだ練習の量から生まれるものである」という言葉を先輩法曹から教わり共感致しました。弁護士として、最初の一步を踏み出したばかりの若輩者ではございますが、日々努力を怠らず、いかなる局面においても責任をもって誠心誠意取り組んでいく所存ですので、何卒皆様方のご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。



弁護士
西中 宇紘
(にしなかつかひろ)

〈出身大学〉
私立大阪星光学院高等学校
京都大学法学部
京都大学法科大学院
(経歴)
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

この度、司法修習を修了し、当事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました、西中宇紘(にしなかつかひろ)と申します。

司法修習中は、裁判官・検察官・弁護士の法曹三者の仕事現場に触れる機会を持ちました。その中で、弁護士は、依頼者のために全力を尽くして信頼関係を築き、その上で相手方や裁判官との対話を通じて事件を解決に導くことが求められるため、弁護士の仕事は、最もバランス感覚・対話力・社会常識を含んだ総合的な人間力が要求されると感じました。私は、法的素養はもちろんのこと、このような人間力を経験豊富な当事務所の先輩弁護士の下、身につけていきたいと思っております。

近年は、科学技術の急速な進歩に伴って日々変動する社会・経済情勢に対応すべく、各法分野で法改正や新法制定の動きが活発です。そのため、弁護士としては、依頼者に最高のリーガルサービスを提供できるよう、日々社会情勢の動向に気を配りながら研鑽することが重要になります。また、若手弁護士としては、対応の早さ・フットワークの軽さ・煩瑣なことを厭わない気持ち・話し易さも大事であると考えています。

私は、若手弁護士として、謙虚な気持ちを持って研鑽に努め、新たな法制度に柔軟に対応し、全ての事件に全力で取り組むことで依頼者の皆様に信頼していただける弁護士を目指して参ります。

まだまだ未熟な身ではございますが、何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



弁護士
國吉 雅男
(くによしまさお)

〈出身大学〉
京都大学経済学部

〈経歴〉
2003年10月
最高裁判所司法研修所修了
(56期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
入所
2009年3月
東京事務所転勤(その後、第一
東京弁護士会に登録換え)
2010年7月
社員弁護士に就任
2011年7月
金融庁監督局総務課へ出向
(法令等遵守調査室を併任)
2012年3月~6月
同証券課を併任
2014年1月
弁護士法人中央総合法律事務所
に復帰

〈取扱業務〉
・銀行法、保険業法、金融商品
取引法等の金融規制法・金融
法務分野に係る対応全般
・金融商品に係る各種紛争案件
(金融ADR対応を含む)
・反社会的勢力対応、
AML/CFT対応等の金融機関
のコンプライアンス事業
への対応・法的アドバイスの
提供
・不動産投資信託(REIT)、匿名
組合出資・資産流動化法を
活用した不動産証券化案件
(各種法規制の相談業務、
各種契約書の作成・レビュー
等)
・民事再生、会社更生、破産、
特別清算等の法的倒産事件
・事業再生ADR、中小企業再生
支援協議会、地域経済活性化
支援機構等を活用した
事業再生案件
・特許権、商標権、著作権等の
知的財産権に係る訴訟案件
・法的アドバイスの提供

事務所復帰のご挨拶

弁護士 國吉 雅男

当職は、平成23年7月より、金融庁監督局総務課へ出向しておりましたが、2年半の出向期間を終え、本年1月より、当事務所に復帰いたしました。

出向期間中、様々な案件を担当させていただいた上司の方々、庁内の仕事に不慣れな私をいつも助けてくださった職員の皆様、様々な案件について暖かくサポートして下さった庁内外の皆様には、大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

皆様のお陰で、金融庁においては、重要な案件に数多く携わらせていただくことができ、忙しくも充実した毎日を過ごすことができました。折角の機会ですので、本稿では、私が携わった業務内容について、差し障りのない範囲で、ご紹介させていただきます。

○ 個人債務者の私的整理に関するガイドライン
出向直後は、東日本大震災への対応が政府の喫緊の課題であり、その対応の一環として、23年7月に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取り纏められました。金融庁は、ガイドラインの利用促進を図るべく、被災者への周知広報やガイドラインの運用基準の明確化などの支援を行っていますが、私もこうした業務に従事させていただきました。

○ 反社会的勢力への対応
震災対応と並行して手掛けていたのが、反社会的勢力への対応です。私は、各金融業態における反社会的勢力への対応を担当しておりましたが、協同組織金融機関の会員からの反社排除や生損保約款への暴力団排除条項の導入などにつき、各協会の方々等と意見交換をさせていただき、いずれについても各協会においてしかるべき対応を取り纏めていただくことができました。

○ マネロン・テロ資金供与対策
現在、我が国は、FATFの第3次審査のフォローアップの過程にありますが、FATF勧告等を踏まえたマネロン・テロ資金供与対策の強化に関し、改正犯法令を踏まえた監督指針の改正や監督局におけるFATF対応全般につき幅広く担当させていただきました。

○ 銀行法等の一部改正(5%ルールの見直し)
25年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を構成する銀行法等の一部改正においては、銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直しが行われました。この見直しは、24年5月から25年1月にかけて開催された金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論等を踏まえたものです。金融制度の企画立案を所掌している総務企画局のほか、監督局としてもこの議論に参画し制度設計に係る必要な支援に努めましたが、私も本件に従事させていただきました。

○ 地域経済活性化支援機構法令案の策定
25年1月から3月頃にかけては、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」として抜本的に改組・機能拡充するための法令案の策定業務に携わっておりました。かかる業務を通じ、法令の成り立ちというものを深く理解することができましたが、こうした経験は、弁護士業務において法令解釈を行う上でも有益なものとなると思っております。

上記のほか、法令解釈に係る照会手続(ノーアクションレター制度)への対応、金融ADR制度のフォローアップや法令等遵守調査室の室員として公益通報案件なども担当させていただきました。また、平成24年3月~6月の間は証券課を併任し、金融商品取引業者に対する行政対応案件等に従事させていただきました。

こうした経験は、どれも金融庁に出向せずには得られなかったものばかりであり、こうした経験と業務を通じて知り合った方々との交流は、私にとってかけがえのない宝です。

出向期間中、クライアントの皆様には多大なご迷惑をお掛けしましたが、金融庁での経験を活かしつつ、今後は、皆様のご期待に沿えるよう、全力をもって対応させていただく所存です。

何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士(ニューヨーク州弁護士)
金澤 浩志
(かなざわこうじ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
ノースウェスタン大学
ロースクール法学修士
(LLM with honors)

〈経歴〉
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了
(57期)

2012年5月
ノースウェスタン大学
ロースクールLLM卒業

2012年8月～10月
Barack Ferrazano
Kirschbaum & Nagelberg
LLP(シカゴ)勤務

2012年11月～2013年10月
Rodyk & Davidson LLP
(シンガポール)勤務

2013年8月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
一般企業法務、
M&A・企業再編、
金融規制・ファイナンス、
クロスボーダー取引・
アジア進出法務

パートナー就任と金融庁への出向に際してのご挨拶

弁護士 金澤 浩志

新年明けましておめでとうございます。今回は2つのご報告とご挨拶をさせていただきます。

まず1つめは、昨年12月1日をもって、当事務所の社員弁護士・パートナーに就任したことでございます。これにより、既に45年以上の歴史を有する当事務所の、さらなる飛躍・次なる展開に向けた舵取りの一翼を担うことになります。パートナーは、対外的にも、対内的にも、あらゆる事柄について、当事務所に関係のある方々に対して責任を負うことになります。その責任の重さに改めて気の引き締まる思いをしている次第です。

2004年10月に弁護士登録をしてから早くも9年が経過し、本年10月には登録10周年を迎えることとなります。まだまだ若手とばかり思っていたら、知らない間に事務所の中でも中堅の位置に属していました。登録前には「10年も続ければ一人前の弁護士になれるだろう」などと甘い考えを持っておりましたが、実際にはまだまだ道半ば。パートナーにはなりませんが、日々勉強の必要性を感じている次第です。

それでも、弁護士になった時に心に決めていたこと、「あらゆる事柄に興味を持って、どのような案件でも目の前の案件には誠心誠意取り組む」という姿勢については堅持してきたと自負しています。

金融法務及び会社法務に主軸を置きつつも、様々な案件に携わる機会を得るよう努めて参りました。これにより、一つの案件に対しても、様々な角度から立体的に検討することができるようになりました。また、当事務所大阪事務所及び東京事務所での執務、ロサンゼルス、シカゴ、シンガポールでの留学・出向のための海外経験と、物理的にも慌ただしく拠点を移して参りました。様々な環境に身を置き、たくさんの方々との出会いを経ることで、弁護士としての幅を広げることができたと考えています。

このように重ねてきた個人的な経験を、事務所の運営という場面にも活用して、クライアントの皆様にご満足いただけるサービスを安定的に提供できるよう、誠心誠意努力して参ります。

そして2つめのご報告は、本年1月から2年間の予定で、金融庁監督局総務課に任期付職員として出向させていただくことになったこととございます。既に2年間超、海外への留学・出向により事務所を長期間離れ、皆様に相当なご迷惑をお掛けしております。また、上記の通り、パートナーという事務所運営の責任を負う立場になってすぐに、さらなる出向期間を経るという決断に際しては私自身非常に悩みました。

しかしながら、クライアントの皆様のご期待に添うためには、さらなる専門化を通じた自身のスキルアップが必要です。加えて、自分自身が興味を持って取り組んできた金融法務、特に金融規制の分野に関して監督者たる金融庁の立場から物事を見る／考えることができるという、またとない機会でもあります。そこで、悩んだ末に当該ポストへ応募させていただくことにしたものであります。

金融庁においては、私が個別具体的な案件を通じて、あるいは留学等の国際的な経験を通じて得た知識やノウハウを微力ながら活用させていただき、日本の金融行政に少しでも貢献できればと考えております。また、行政庁という、法曹とは異なるフィールドにおいてご活躍の方々もの見方や考え方を学ばせていただき、自分自身の糧とし、ひいてはクライアントの皆様にごフィードバックさせていただきたいと思っております。

パートナーへの就任、金融庁への出向というさらなる経験を踏まえて、クライアントの皆様にあらゆる局面においてご信頼いただけるような弁護士になることができよう、引き続き精進を続けて参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

「日系企業によるアジア進出・活用戦略セミナー」のご報告

弁護士 金澤 浩志

去る2013年11月13日と14日に、それぞれ東京と大阪で、当事務所主催「日系企業によるアジア進出・活用戦略セミナー」を開催いたしました。

今日、アジア地域への進出・投資の担い手は、大手から中小・個人事業者に至るまで多彩な拡がりを見せていますが、近時の円安局面でもその傾向は変わっていないようです。本セミナーは、そのような状況下、クライアントの皆様が直面する法務上の課題に関して情報をご提供申し上げることを主眼として企画させていただきました。



大阪会場の様子

本セミナーの特別講師として、私が約1年間研修をさせていただいておりましたシンガポールの大手法律事務所Rodyk & Davidson LLP(「ロダイク法律事務所」)から、マネージングパートナーであるPhilip JEYARETNAM, SC弁護士をはじめ複数のパートナーの方々をお招きしました。ASEAN地域における事業展開の中心となっている同国から見た実務上の問題に関する講演は、ご来場の皆様のご関心を集めたようでした。

13日の東京会場においては、まず私が「日系企業のアジア展開戦略の中心としてのシンガポール」との主題にて講演をさせていただきました。特に、ASEAN諸国への事業展開のハブとしての地域統括会社をシンガポールに設置することのメリットについてご説明させていただきました。

次に、ロダイク法律事務所の中川真理子弁護士から「日系企業のアセアン進出～インドネシア・ベトナムを中心に」との題目にて、日系企業に関心の高い両国への進出に際する留意点について、複雑な外資規制の点を中心にご講演いただきました。豊富なご経験を踏まえた実際の事例の紹介は、進出計画の立案に大変有用であると思えます。

同じくロダイク法律事務所のNG Eng Leng弁護士からは、「東南アジア地域におけるM&A－典型的な法務プロセス」という講演をしていただきました。進出に際して、自ら事業拠点を立ち上げるのではなく、既存の事業を買収するという手法における典型的な流れについて、クロスボーダー取引特有のリスクにも配慮した、多数のM&Aを取り扱う同弁護士ならではの非常に実務的な内容でした。

東京会場の最後のスピーカー、ロダイク法律事務所のPhilip JEYARETNAM, SC弁護士による「SIAC仲裁における仲裁判断の国外承認及び執行暫定的・緊急的救済手続

に関して」は、近時注目を集めるシンガポール国際仲裁センター(SIAC)における仲裁判断を国外で執行する場合の諸問題についての講演でした。ASEAN各国により異なる承認手続の運用について、多数の実務的経験に裏打ちされた非常に参考になる内容でした。



Phillip 弁護士による講演の様子

14日の大阪会場においては、Eng Leng 弁護士、中川 弁護士、私の講演に加えて、中務正裕 弁護士による「インド企業とのM&Aにおける実務上の留意点」という講演が行われました。2013年に大幅に改正されたインドの会社法が、同国におけるM&Aに与える実務上の影響についての言及を中心として、引き続き日系企業に関心を集める同国への投資に際してのポイントが解説されました。

また、ロダイク法律事務所の訴訟・紛争解決グループのパートナーであるLOK Vi Ming, S.C. 弁護士により、Phillip 弁護士のものと同内容にて「SIAC仲裁における仲裁判断の国外承認及び執行暫定的・緊急的救済手続に関して」と題する講演が行われました。現在シンガポール弁護士会(the Law Society of Singapore)の会長も務めるVi Ming 弁護士の分かりやすいプレゼンテーションに、ご来場の皆様は熱心に耳を傾けておられました。



Vi Ming 弁護士による講演の様子

両会場には想定よりも多数の方々にご来場いただき、盛況となりました。業務ご多用の折にお時間をお作りいただき、会場にお越しいただいた皆様には、改めまして厚く御礼申し上げます。今後もクライアントの皆様にご有益な情報を提供させていただけるようなセミナーを企画させていただきますので、是非ご期待下さい。

「遺言 –最後の言い訳と希望–」

弁護士 岩城 本 臣 弁護士 加藤 幸 江
 弁護士 村上 創 弁護士 小林 章 博
 弁護士 角野 佑 子 税理士 岡山 栄 雄
 (事業承継プロジェクトチーム)

1. 気がかりなこと

…実行したくてもできなかったこと、実行したけれども気がかりになっていること…

経営者は全権を握っていても、家族、親族、従業員、取引先等々いろいろと思いを巡らざるを得ないため、“事業承継を完全にやり遂げた。もう後顧に憂いを残すことはない。”と思える人はごく限られています。考えていても実行できなかった、或いは途中であつたことの方が多いかと思えます。

事業承継チームとして、今まで末尾記載の通り11回に亘り、特に問題となる資本政策、資金調達、相続・贈与税を中心としたテーマを採り上げてきました。しかし、時間的に間に合わなかったり、事情があつて実行できなかったり、いろいろな事情で不安や悔いが残る方もおられると思います。この不安や悔いを多少なりとも解消する方法の一つとして「遺言」があります。

2. 遺留分減殺請求権

しかし、遺言は絶対的なものではありません。ご承知の通り、法定相続人(兄弟姉妹を除く)には遺留分という法律上の権利が認められています。この権利は「遺留分減殺請求権」といい、行使には減殺請求できることを知ったときから1年以内という期間の制約があります。「遺言書」がなく遺産分割協議を必要とする場合と異なり、不安定要素を残すとはいえ、遺留分権利者の承諾を得ずに相続手続を進められる点に特色があります。

せっかく「遺言書」を作成してもこのような遺留分問題を残すことは避けたいものです。このような問題を防ぐ方法として、遺留分権利者に遺留分を予め放棄してもらうことが考えられます。ただ、遺留分の放棄は、遺留分を取得できるという法的効果を持つ極めて重要な権利を失うこととなりますので、相続放棄手続と異なり、裁判所の許可が必要となります。申立ての後必ず本人が出頭し、裁判官が遺留分制度の意義とその放棄の意味について説明をし、本人がその意味を十分に理解したことを確認したうえで、放棄理由の合理性・必要性・放棄と引き替えになる代償の有無等を勘案して初めて裁判所は遺留分放棄を許可します(審判書正本が交付されます)。

3. タイミング

遺留分の放棄は、相続において重要な権利の放棄ですので、相当な理由が求められることが一般です。昔であれば、嫁入り或いは分家のときに相当な財産を分けることで相続財産の前払いのような機会がありました。現代では、事業承継を円滑に進めるために、承継する機会を意識して遺留分放棄を利用するのも一つの方法であり、この時が、遺留分放棄の許可手続をとる最良のタイミングとなります。

なお、遺留分放棄は、相続放棄とは異なり、相続人である資格がなくなるわけではありませんので、仮に遺言書が存在しない・紛失してしまったというような事が生じた場合には、遺留分権利者は遺産分割の当事者となることができますので、遺言書の適切な保管も重要となります。

4. 生前贈与・持戻し免除の意思表示

経営者としては、相続開始時にできるだけ自分の意思を引き継いでもらいたいと考え、生前贈与を行ったり、持戻し免除の意思表示をしておこうと考えられると思います。

遺言は絶対的なものではないことを先ほどご説明しましたが、生前贈与・持戻し免除の意思表示をしておくことも残念ながら、遺留分問題を抜本的に解決することはできません。

(1) 生前贈与に関して

相続開始後、遺留分減殺請求がなされた場合、遺留分算定の基礎となる財産は、【被相続人が相続開始時に有していた財産の価額+贈与財産の価額-相続債務】という計算式で計算されます。

そして、相続人に対する贈与の場合、当該贈与は特別受益に該当しますので、特段の事情がない限り、贈与の時期に関係なく、遺留分算定の基礎となる財産に算入されてしまうこととなります。そのため、経営者が予め、事業を承継させたいと考えている子供に対して生前贈与をしていたとしても、遺留分減殺請求の基礎財産に算入されてしまう結果、経営者の意思にはそぐわない結果となってしまいます。

仮に、贈与の対象者が、経営者の相続人ではない方、例えば、経営者の片腕として会社を支えてきてくれた方で、今後、子供が事業を承継した際にも支えていって欲しいと考える方等の場合には、遺留分算定の基礎に算入される財産の範囲は時期が限定されており、相続開始前1年間にされた贈与が対象となります(但し、遺留分権利者を害することを知ってなされた贈与については、相続の1年前にされたものであっても、遺留分算定の基礎財産となります)。

(2) 持戻し免除の意思表示に関して

持戻し免除の意思表示とは、「被相続人の特別受益にあたる贈与に関し、当該贈与に係る財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示」のことを言います。これは、被相続人の意思を尊重し、共同相続人の具体的相続分の算定にあたり、当該贈与にかかる財産の価額を相続財産に加味する必要はないという考え方です。ただ、この意思表示も遺留分問題を解決することはできません。被相続人が、持戻し免除の意思表示をしていたとしても、当該財産が遺留分を侵害していた場合には、遺留分を侵害する限度で持戻し免除の意思表示は効力を失い、遺留分算定の基礎財産に算入されることになってしまうのです(大阪高判平成11年6月8日)。

(3) 一つの方法…生命保険契約

このように、遺留分問題を残さないようにする方法の一つとして考えられるのが、生命保険契約を締結し、その受取人を事業を承継する子供にするという方法です。保険契約に基づいて取得する財産は、受取人固有の財産と考えられており、相続財産とは別個の財産になります。

そのため、原則、遺留分問題が生じないこととなります。ただし、相続人間に著しい不公平が生じてしまうような場合には、特別受益に準じて持戻しの対象となり、遺留分減殺の対象となることもあるため、遺留分問題を残してしまうこととなります。

やはり最良の方法は、家庭裁判所に対する遺留分の放棄許可申立ということになります。

5. 種々の言い訳と希望…“付言事項”

遺留分放棄の許可申立が出来なかった場合、「遺言書」を作成する時に種々の工夫が必要です。

「遺言書」作成においては、誰に何を贈与する等、当事者及び目的物の特定を正確にすることが最重要課題ですが、それにも増して大切なことは“思い”“希望”を訴えることです。遺言は最後の言い訳と希望を述べる場でもあります。私の経験上、その内容が特別不相当なものでなければ、遺留分侵害があつても遺留分減殺請求は回避される場合が少なからずあります。「遺言書」において遺言事項の末尾に書く「付言事項」は、必ず記載しなければならないものではありませんが、これが特に重要になります。

中小企業の場合、株価はその評価が高く、相続税負担もそれ相応に高いものの、処分ができない換価性の低い場合があります。経営に参画していない相続人らはこの評価に目を奪われやすいのですが、これら事業承継をしない者にとっては、経済的価値が低くても税金負担が少なく処分性のある財産の方が、相続評価額とは逆に実質的経済的価値の高い場合が少なからずあります。

このような件に関し、やはり社長である父親としては、家業を継いで一緒に汗を流してくれた子供の負担を考えてあげてほしい、事業の発展は親族の家名・信用においても重要であるので協力してあげてほしい等の事情に触れて縷々述べておけば、遺留分が侵害されていても理解を得られる場合が少なくありません。つまり、計算上不平等になっていることの言い訳、将来の経営の厳しさ、また家名に関する協力等の希望を個別事案に応じて述べておくことで、相続人らにそれなりの納得と理解を得られるケースは少なくありません。

〔事業承継シリーズ タイトル一覧〕

2010年 夏 号	株式の保有割合によって事業承継・会社支配はどのような影響を受けるか?
2010年 秋 号	役員退職金の事業承継における支給効果あれこれ
2011年 新春号	種類株式の有効利用方法
2011年 春 号	従業員持株会による事業承継対策
2011年 夏 号	名義株の問題点と対応策
2011年 秋 号	事業承継空白の時間
2012年 新春号	会社の資本政策による事業承継
2012年 春 号	信託」を活用した事業承継
2012年 秋 号	事業承継対策における「生命保険の活用」
2013年 春 号	生前贈与のすすめ
2013年 夏 号	相続税調査の傾向と対策

Globalaw加盟法律事務所のご紹介 -特別編-

第9回 Globalaw年次メンバー総会2013 in オーストラリア参加報告

弁 護 士 安 保 智 勇
 外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス
 外国法研究員 マイケル・カミレリ

1. パース(オーストラリア)での年次メンバー総会の開催について

当事務所が加盟している世界160都市の108の独立した法律事務所からなる、全世界規模の法律事務所ネットワークであるGlobalawの年次メンバー総会が本年10月23日から26日までの間、オーストラリアのパースにおいて開催され、当事務所からは、東京より安保智勇弁護士とアダム・ニューハウス外国法事務弁護士、大阪よりマイケル・カミレリ外国法研究員の3名が参加しました。本メンバー総会は、弁護士・スタッフ230名以上を有する西オーストラリア最大級の独立系法律事務所、Jackson McDonaldがホストを務め、世界各国のメンバー事務所から合計60名以上の参加がありました。

今回は、本メンバー総会の一部についてご報告をさせていただきます。

本メンバー総会は、初日のウェルカムレセプションを皮切りに、翌日から3日間、各種トピックに関するプレゼンテーションとパネルディスカッション、メンバー間での議論等が行われました。

総会の冒頭に、コリン・バーネット西オーストラリア州首相からの西オーストラリア州の歴史及び今後の展望を交えた歓迎の挨拶がありました。



(コリン・バーネット西オーストラリア州首相)

本メンバー総会では、インフラプロジェクトにおける弁護士の役割、メンバー事務所とそのクライアントにとってのGlobalawの利点、事務所の経営等のトピックが取り上げられました。

2. インフラプロジェクト

西オーストラリア州の面積は日本の7倍ですが、人口は250万人にすぎません。西オーストラリア州は、南西の地域以外の人口が少なく、資源開発プロジェクトの大問題はインフラの欠如だとの説明がありました。従って、そのようなプロジェクトでは取引先に輸送するために道路、鉄道や港湾を建設することがしばしば必要になるということです。

西オーストラリア州の資源開発プロジェクトは大規模であり、多くの民間企業が合弁企業として関わることになります。これらの企業は認可を得て、プロジェクトを実施する間、州政府と調整を行う必要があります。弁護士の役割は、政府機関との関係を調整するほか、合弁企業の当事者としてのクライアントの利益を守るために契約書等の法的文書を作成するということになります。

パースは西オーストラリア州の州都であり、この20年間に未曾有の好況に恵まれていました。景気の主なけん引役は、資源に関するプロジェクトであり、リーマン・ショック後も経済状況はなお良好です。西オーストラリア州は、中国の台頭とそのエネルギーと鉱物の安定的な需要の恩恵を受け、現在までアジア諸国との親密な関係を維持しています。コリン・バーネット西オーストラリア州首相からの本総会での歓迎の挨拶の中でも西オーストラリア州の発展は日本の戦後の復興需要が大きな役割を果たしたことに触れられておりました。筆者(安保)も、20年ほど前に鉱物関係の合弁事業やこれにまつわる紛争案件のために何度もパースに出張したことがあり、今回の総会でもその時のことを懐かしく思い出しました。ただ、現在は同州との経済関係は日本より中国との関係にシフトしているようで、時代の趨勢に若干複雑な思いがありました。



(パース市の紋章)

3. クライアントのためのサービス向上

Globalawのメンバーファームはそれぞれの国の独立中堅法律事務所であり、国際的な案件についてはいわゆる巨大法律事務所との間で競争関係にあります。ほとんどの法律事務所は、英米系の巨大法律事務所の各国における拠点とどのように競争をしていくかということに関心を有しています。

本総会では、M&Aの案件において、複数国をカバーするデューデリジェンスの例など、Globalawのネットワークを生かした事例などが報告されましたが、その中で、クライアントからも、このような案件で各国の法律事務所のパートナー弁護士に対して直接コンタクトが可能であること、巨大法律事務所と比べて報酬の点でも競争力があることなどが評価されたとの報告がありました。

ディスカッションの中であるメンバーからは、ほとんどの情報がネット上で入手できる今のインターネットの時代において、法律事務所とクライアントとの関係は、よりパーソナルな点が重視されてきているとの発言があり、常々私も中央総合法律事務所内で考えていることと軌を一にすると感じました。



(会議の様子)

4. 法律事務所の人材養成

オーストラリア州ゲストスピーカーからは法律事務所の人材戦略に関する発表がありました。継続的に若いアソシエイト弁護士に対する投資を行っているにもかかわらず、採用後数年で事務所を辞めるという問題があるそうです。ただ、人材の維持については各国それぞれの事情があるようです。Globalawに参加していたメンバー国では、中国など、すぐに経験のある弁護士が辞めて困ると話しているメンバーもあれば、別の国のメンバーでは、法律業界が飽和状態で、なかなか若い人が職を見つけたり、新規のパ

トナーに昇格させる機会がないと言っている人もありました。日本でも御承知の通り昨今は法律業界も厳しいところがありますが、中央総合法律事務所でも各国の法律事務所との交流を通じて、経営面でも良いところは取り入れていきたいと思っております。



(参加メンバーとの歓談)

5. 新メンバー事務所の参加、安保弁護士のGlobalaw役員就任

新しくGlobalawに加盟したミャンマー、ベトナム、フィリピン、カンボジア等の法律事務所のご紹介がありました。今後、当該地域に関わる案件において、力強いパートナーになってくれることが期待されます。

最後に、当事務所の安保智勇弁護士がGlobalawのBoard Memberに就任したことをご報告いたします。安保弁護士は、今後もGlobalawのネットワークの強化とメンバーファーム間の協力の推進に尽力することとなります。Board Memberとしての活動については、今後も事務所ニュース等でご報告させていただきます。



(キングスパークからみたパース商業地区)

紛争解決方法としての仲裁 (arbitration) ～日本商事仲裁協会の規則改正を踏まえて

弁護士 藤井 康 弘 弁護士 吉田 伸 哉
ニューヨーク州弁護士 弁護士 赤崎 雄 作 弁護士 下西 祥 平
 弁護士 本行 克 哉 (渉外研究グループ)

第1 紛争解決方法としての仲裁の重要性

仲裁とは、仲裁合意に基づいて、既に生じている、または、将来生じる民事上の紛争の解決を仲裁人にゆだね、かつ、その判断(仲裁判断)に従って解決する制度をいいます(仲裁法2I参照)。

国内・国際取引に限らず、交通事故など取引関係がないものも含めて、およそ紛争の解決の方法には、任意での交渉を除くと、裁判所を利用した訴訟(場合によっては調停)と裁判外の紛争解決(ADR)の2つに大別されます。我が国のADRとしては、日弁連交通事故相談センター、損保ADRセンター、国民生活センター紛争解決委員会によるADRなど様々なものがあります。これらのADRは仲裁とその他のADR(和解斡旋、調停等)に分類することができます。

近時日本企業間の取引基本契約書や売買等の契約書においても、紛争解決の方法として訴訟ではなく、仲裁機関による「仲裁」により解決をするとの条項になったものも散見されるようになりました。そこで本稿では、仲裁の仕組み、内容等について解説します。

第2 仲裁の特色

1 仲裁の特徴

仲裁は、中立公平な仲裁人によりなされますが、他方で裁判所を介さない自主的な紛争解決方法ですので、①当事者が専門的知識を有する仲裁人を選定でき、②訴訟と比べると柔軟な解決が可能と言われていています。また、一般的に、③訴訟と比べて早期解決が図れ²、④手続が非公開³であり、⑤仲裁判断には、ニューヨーク条約等に基づいて国際的な強制力がある点などが、特徴です。

他方、裁判官に相当する仲裁人の費用は当事者が負担する点、仲裁手続における相手の弁護士等の報酬等も仲裁費用として負担する場合がある点などは訴訟とは異なっていますので、仲裁か訴訟かの選択の際にはこの点も考慮する必要があります。

2 仲裁判断と執行力

我が国においては、仲裁判断は訴訟における確定判決と同様の効力が認められています。日本で訴訟を行い、確定判決を取得したとしても外国での強制執行の可否は当該国において外国判決(この場合は日本の判決)の承認・執行が認められるかどうかの問題であり、門戸の狭いケースは相当あります。他方で、仲裁判断については、日本を含めて140カ国以上が加盟しているニューヨーク条約に基づき、原則として、加盟国間では、同条約の限られた要件をみたせば、外国の仲

裁判断でも強制執行が可能となる点で、判決に比べて強制執行により実効性を確保しやすい点が特徴的です。もっとも、ニューヨーク条約等に基づき理論的に強制執行が可能であっても、実際の手続上は容易に認められない国等もありますので、契約締結の際や実際の手続の際、この点には留意しておく必要があります⁴。

第3 国内外の仲裁機関

1 国際的な仲裁

国際的な仲裁は、国際連合の常設委員会である国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)のUNCITRAL仲裁規則⁵をモデル法として基準としつつも各国間で独自の規定を設けているのが現在の大きな傾向です。

2 世界の仲裁機関

ICC(国際商業会議所)、LCIA(ロンドン仲裁裁判所)、AAA(米国仲裁協会)は世界の三大仲裁機関です。①ICCはパリに本部、アジア支部は香港にあり、我が国にはICC JAPAN(国際商業会議所日本委員会)が設置されています。また、③AAA(米国仲裁協会)の一機関としてはICDRがあり、香港、シンガポール(ICDR Singapore)、インドに支部があります。これらのほか、ICSID(投資紛争解決国際センター)SCC(ストックホルム商工会議所)など有名です。

3 アジアの仲裁機関

主なものには、SIAC(シンガポール国際仲裁センター)、HKIAC(香港国際仲裁センター)、CAA:中華民国仲裁協会(台湾)、KCAB:大韓商事仲裁院(韓国)、KLRC:クアラルンプール国際仲裁センター(マレーシア)、VIAC(ベトナム国際仲裁センター)などがあります。

4 日本の仲裁機関

日本には古くから海事関係(船舶、運送契約、船荷証券、傭船等)の仲裁機関である日本海運集会所⁶(東京、神戸)があり、最近では国内及び国際商事紛争を扱う日本商事仲裁協会(東京、大阪)がよく知られています。

このほか、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行う日本知的財産仲裁センター、不動産取引・施行等の紛争解決を行う日本不動産仲裁機構、競技者や競技団体とのトラブルを解決する日本スポーツ仲裁機構(JSAA)などがあります。

第4 国内の仲裁機関の手続

国内の仲裁機関は上記のように複数ありますが、ここでは企業間取引において最も利用される可能性のある日本商事

仲裁協会(以下、「協会」といいます)の仲裁に焦点をあてて、仲裁手続について概略を紹介します。なお、協会は、仲裁手続の迅速化、適正化の観点からUNCITRAL仲裁規則の2010年改正等を踏まえて、商事仲裁規則を初めとする諸規定の改定を行い平成26年2月1日から施行される予定です(以下は施行後の新規則を前提にしての説明です)⁷。

1 仲裁手続(日本商事仲裁協会)

仲裁手続は、機関仲裁の場合には当事者が協会に仲裁の申立てを、アドホック仲裁の場合には相手方当事者へ通知を行うことで開始されます(新商事仲裁規則15VI)。仲裁の申立てには時効中断効があります。機関仲裁の場合には、協会は相手方当事者へ仲裁の通知をします(同16)。従前の規則では、この通知の発信日を基準日として、答弁書の提出等の期限を定めていましたが、新規則では基準日の概念は廃止され、「被申立人が申立の通知を受領した日」を基準として仲裁手続の期間を計算します。

新規則の下では、上記通知を受けた相手方(被申立者)は原則として当該通知を受けた日から4週間以内に答弁書を提出する必要があります(同18)。また、被申立人が申立人に対して反対請求を行う場合も同様です(同19)。この答弁書等の提出の前後に仲裁人が当事者の合意等に従って選任され(同25)、仲裁廷が成立します。その後審理手続が行われ、審問を経て審理を終結し、仲裁判断がなされます。仲裁手続およびその記録は非公開とされ(同38)、新規則により仲裁廷は仲裁成立の日から6ヶ月以内に仲裁判断をするよう努めなければならない(同39I)と改められました。仲裁手続は、このように仲裁人の選定や非公開の点を除いては訴訟手続に類似しています。

また、仲裁廷は、当事者の申立により一定の要件を充たす場合(同64II)には保全措置命令を発令することができます(同64-67)。また、緊急仲裁人による保全措置命令制度の規定が新設され(同68-72)、当事者は仲裁廷の成立前または仲裁人が欠けている場合にこの制度を利用でき、協会により選任された緊急仲裁人が緊急保全措置命令を発令することができます。

なお、新規則の下では、申立を初めとする各通知や提出および送付は、クーリエ便、書留郵便のほか、電子メール、ファクシミリ等で行うことができるものとされ(同5I)、また被申立人の仲裁申立の通知の受領拒絶や所在不明の場合のみなし受領の規定等が新設されました(同5IV、V)

2 簡易手続

上記に加え、申立の経済的価値が2000万円以下の場合、

一定の要件の下で簡易な手続(手続)が認められています(同73)。通常の手続との主な相違点は次の通りです。

	仲裁手続(通常)	簡易手続
反対請求	4週間(通知受領日より)	2週間(通知受領日より)
申立の変更	可	不可
仲裁人	1名or 3名	1名
審理回数	制限なし	原則:1日
仲裁判断の期限	6ヶ月以内(努力義務)	原則3ヶ月(義務)
手続参加	可	不可

3 仲裁条項例(JACC)

訴訟を行うかどうかは、当事者の一方が他方の意向に関係なく選択できますが、仲裁で紛争解決しようとする場合には、当事者間の「仲裁合意」が必要です。仲裁合意は、当事者間の契約時に予め規定しておく場合と、紛争が生じた後に合意する場合とがあります。

協会の商事仲裁規則によって仲裁を行う場合の仲裁条項例⁸は次の通りであり、協会は「国内、国際、民事、商事を問わず」下記条項を規定するように薦めています。

「この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により最終的に解決されるものとする。」⁹

1 日本商事仲裁協会、日本海運集会所、日本仲裁人協会の各会員
 2 日本商事仲裁協会の場合、簡易手続による仲裁は原則として仲裁人が選任後3ヶ月、その他の仲裁の場合には紛争の解決までの平均期間は約1年半程度と言われています(同協会HP)。もっとも、訴訟の場合は控訴等ができるのに対して、仲裁は原則として1回の手続で終了しますので、この点も含めて迅速性が特徴とされるのが一般的です。
 3 例えば、日本商事仲裁協会、イングランド、シンガポールの仲裁は通常非公開であり秘密保持が図られますが、これらが保証されていない国もありますので注意が必要です。
 4 アジア各国の仲裁判断については、栗田哲郎「アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関する調査研究」(2012年4月30日改訂)に詳述されており参考になります。
 5 1976年4月に採択され、2010年に改正されています。いわゆるアドホック仲裁(仲裁機関によらない仲裁)を念頭に作成されています。
 6 東京での仲裁は、国内外を問いませんが、神戸での仲裁は国内事案のみです。
 7 本稿執筆時点(平成25年12月10日)では協会のホームページには未だ新規則等が掲載されていないため、本稿は同年8月2日付協会の改正規則案を基に記載しておりますことをご了承ください。
 8 協会(JACC)のHPは、<http://www.jcaa.or.jp/arbitration/clause.html>です。
 9 協会の英文例は次の通りです。「All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in (name of city), in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association.」

物流における海上物品運送～備船契約

弁護士 吉田伸哉
 海事補佐人 角野佑子
 弁護士 藤井康弘
 コーポレート弁護士 下西祥平

第1 はじめに

船舶・運送等の企業のみならず製造・商社等からも物流の関係等で備船契約について質問を受けることがある。備船契約は、一般的に馴染みの薄い契約である半面、我が国の国内外の物流においては欠かせない船舶についての契約である。しかし、例えば輸送した貨物が船舶事故により滅失した場合等誰にどのような請求ができるかを理解しておくことは企業活動において重要である。本稿では、海上物品運送の観点から各備船契約についてこの機会に整理するものである。

第2 海上運送に関する理解の重要性

1 海上運送の重要性

国際運送取引においては勿論、島国である我が国においては国内運送においても海上物品運送すなわち船舶を利用した運送手段は依然重要である。海上物品運送の契約の種類としては、通常、備船契約(用船契約)と簡品運送契約があげられる。簡品運送契約は国内外の運送でも日常的に利用されている通常の物品の運送契約であり貨物を運送契約の目的とする。これに対して、備船契約は運送の目的が船舶に積載する貨物ではなく船舶(船腹)である点で異なる。

2 備船契約を理解する重要性

本稿はこのうち備船契約について焦点を充てるものであるが、備船契約は、備船契約を締結する企業、NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier)¹等のフォワーダーのみならず、ファイナンスや信用状を発行する際の金融機関、原材料、製品や商品の仕入れ・発送に荷送人等として船舶を利用することのある一般企業、あるいは船舶事故等により被害を受け損害賠償請求を行う可能性のある漁業組合等を始めとする漁業関係者、地方公共団体のいずれにとっても重要であると思量される。

なぜなら通常の商取引に伴い輸出入あるいは国内海上運送のために運送人等を利用して簡品運送契約等により製品・商品を運送する場合において使用される船舶には、我が国の船舶の多くはFOC船(便宜置籍船)であることから、備船契約が締結されていることが多く、損害を受けて責任追及を行う際に、誰が運送人として責任を負うか、また、運送人が免責等される場合等に誰に責任追及が可能かを検討する際にこの点の理解は不可欠だからである。また、船舶衝突や事故等によって被害を受ける可能性のある地方公共団体や漁業関係者にとっても誰にどのような責任を追及できるのかの判断にあたって、備船契約の理解は不可欠となるからである。

第3 備船契約の類型

備船契約は、小麦などの原材料、燃料(石油、石炭等)、自動車など大量の貨物を運送する場合にも利用され、通常、不定期船(tramper)が用いられる。備船契約は大別して3つの類型に分けられる。裸備船契約(bareboat charterparty)、定期備船契約(Time charterparty)、航海備船契約(voyage charterparty)である。

1 裸備船契約²(bareboat charterparty)

裸備船契約は、船舶の賃貸借である。通常の賃貸借同様、船主が備船者(船舶賃借人)に船舶を賃貸するものであり、船舶の占有は備船者に移転する。また、航海備船・定期備船契約と異なり備船者自らが船長・船員を選任監督する点が特徴的である。それゆえ、船舶衝突等の不法行為による第三者への責任、あるいは第三者の荷物を運送している場合の運送契約の債務不履行責任は船舶賃借人である備船者が負い、船主は責任を負わないのが原則である。つまり船舶賃借人は、船舶の利用に関する事項につき、第三者に対し船主と同一の権利義務(商法704(1)、690条)を負担する。

それゆえ、船舶賃借人は、船舶保険、P&I保険あるいは運送契約において債務不履行があった場合の賠償責任に備えての賠償保険等は自ら保険会社と締結しておく必要がある。

もともと、船舶衝突等が船舶引き渡し時の不堪航(堪航能力の欠如)に起因する場合には、船舶所有者が損害賠償責任を負うことになる。この関係で、衝突事故の際には、堪航能力³を具備していたかが争点となることも多い。また、タンカー所有者の油濁損害に関しては船舶油濁損害賠償保障法によって船舶所有者が責任を負い、船舶賃借人は原則として責任を負わない。

なお、裸備船者等が運送人である場合の損害賠償責任は国際海上物品運送法、船主または船舶賃借人の船舶上の積荷の損害賠償責任等については船主責任制限法、タンカーの船主については船舶油濁損害賠償保障法等でその責任が一定額に制限される。

2 航海備船契約(voyage charterparty)

航海備船契約は、特定の航海について、船主が船長その他の船員を雇用の上、配乗させた船舶を運送の目的として、船積みされた特定の物品を運送することを約し、相手方(備船者)が運送料(備船料)を支払うことを約する運送契約をいい、その法的性質は運送契約である。裸備船契約(船舶賃貸借)と異なり、船主が船舶を装束し船長等を雇用の上、備船者に備船するもので船舶の管理は船主のままであり、備船者には移転しない。

航海備船契約は、商法上の備船契約であり(商法741～763条)、内航運送には商法の規定が適用される。外航運送の場合には、国際海上物品運送法が適用されるが、特約禁止の規定が適用されないため(同法16,15I)、船主と備船者の具体的な権利・義務や内部関係は個々の契約によって決まることになる。もともと、外航運送の場合も国際海上物品運送法の趣旨に反しない限り商法の諸規定が適用される(国際海上物品運送法20I)。

航海備船契約は、上記のような特色を有することから、船長等の過失により衝突等が生じ、積荷が損害を受けた場合には、免責される場合を除いては、船主は運送契約の運送人として債務不履行責任を負担し、また、第三者に対して不法行為責任を負担する(商法690条)。なお、内航物品運送においては、船舶所有者との間で航海備船契約を締結した備船者が第三者との間で運送契約を締結した場合には、船舶所有者のみが第三者に対して責任を負う旨の規定があるが(商法759条)⁵、外航物品運送においてはかかる規定は排除されている(国際海上物品運送法20I)。

3 Time charterparty (定期備船契約)

定期備船契約は、一定の期間について、船主が船長その他の船員を雇用の上、配乗させる。定期備船契約の内容には様々なものがあるが、一般的には、船主は船長に対して、堪航能力の確保などの海技事項については指揮命令権を有し、他方、備船者は船長に対して、航海の遂行や積荷地・荷揚地などの商事項について指揮命令権を持つことが多い。つまり航海備船契約と同様、一般的には、船舶の占有は船主にあるとされる。しかし、特定の航海ではなく期間であるという点、またそれに関連して備船者がどこで何を積載し、どこで荷揚げするかなどについて船長等を自己の履行補助者として使用できる等の点において航海備船契約と異なる。

定期備船契約を締結する際、国際的に利用されているものとしてはボールドタイム書式、プロデュース書式等があり、日本では海運集会所の契約書式が有名である。

我が国の外航では、定期備船契約の形態が大半を占めるといわれているが、当該形態については商法にその規定はなく、また定期備船契約の法的性質(賃貸借か運送か)を巡っては学説上大きな争いがある。大審院昭和3年6月28日判決は船舶賃貸借契約と労務供給契約の混合契約であると示⁶しており、この点に対する最高裁判例は存在しないが、以後の裁判例は基本的にはこの大審院の立

場を踏襲しているとみられている。もともと、外航における定期備船契約には様々なものがあり、法的性質から演繹的に結論を導くのではなく、当該備船契約の具体的内容(契約条項等)を踏まえた上で判断するのが近時の大勢であり、最高裁判例も同様の方向性を思考しているものと思量される。

典型的な定期備船契約における一般的な方向としては、船舶衝突等による損害について責任を負うのは船主であり定期備船者ではないとされている。しかし、内航の場合においてではあるが、定期備船契約という名の契約がなされていた船舶が衝突した事案について、定期備船者に責任を負わせたものもある(最高裁平成4年4月28日第3小法廷判決[判例タイムズ786号142頁])⁷。もともと外航実務上、このような関係が認められることは稀であると思われる。

第4 終わりに

実際の海上物品運送は、備船契約後、再備船されることも多く、備船契約あるいはその後の運送契約によって船荷証券が発行され、第三者の物品が運送されるなど、複数の備船契約あるいは運送契約が存在していることが多く、それらの契約内容や船荷証券の記載と相俟って、各関係者は誰に対して契約上の責任あるいは不法行為責任を追及できるのかについて検討を要する場合が少なくないが⁸、そのような複雑な法律関係を紐解くにあたって一助となれば幸いである。

1 荷主から貨物を預かり、船舶、航空等を保有せず、他の業者の運送手段を利用して国際輸送を取り扱う運送を引き受ける事業者である。
 2 実務上は裸備船契約と呼称されているが、商法上は船舶賃貸借とされている。
 3 但し、外航運送においては航海過失によって生じた損害の場合には、堪航能力があることを前提に運送人は運送品について免責され(国際海上物品運送法3II)、また、船荷証券の裏面約款にヒマラヤ条項(himalaya clause)がある場合には、運送人が免責される場合、当該積荷の船主はこれを援用して運送人と同様の減免を受けることができるとされている(ヒマラヤ条項について、箱井崇史[編著]「船舶衝突法」231頁)。
 4 堪航能力の規定は、内航の場合(商法738、739)と外航の場合(国際海上物品運送法5I)で異なっており、内航における商法の規定は無過失責任(判例)とされるのに対して、外航の場合は過失責任とした上で立証責任が転換されている(国際海上物品運送法5II)。
 5 運送法制研究会においては、かかる規定の削除について検討がなされている。
 6 その上で商法612条(現行759条)の適用を否定した。
 7 具体的な事実関係から、定期備船者が、船舶を自己の企業組織の一部として、日常的に指揮監督しながら、継続的かつ排他的、独占的に使用して、自己の事業に従事させていた等として、商法704条1項を類推適用し、同法690条による損害賠償義務を肯定した原審判決を維持した。
 8 最高裁判所H10.3.27判決(ジャスミン号事件)、東京地裁H9.9.30判決等がある。

下請法違反行為の具体的類型(支払遅延・代金減額) —下請法の実務から—

弁護士 藤井 康弘
弁護士 松本 久美子
弁護士 岩城 方臣
弁護士 吉田 伸哉
弁護士 角野 佑子
(競争法研究グループ)

1 はじめに

下請代金支払等遅延防止法(以下、「下請法」といいます)は、代金の支払い、目的物の受領、役務・利益の提供などの側面から、親事業者に対し11項目の禁止事項を定めており、違反行為は公正取引委員会による勧告(事業者名の公表を含む)や指導の対象となります。本稿では、特に違反件数の多い代金の支払いに関する禁止事項の中から、下請代金の支払遅延と減額についてご紹介します。また、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられますので、引上げに対する事業者の行為と下請法との関係についてもご説明します。

2 下請代金の支払遅延の禁止(法4条1項2号)

(1)内容

親事業者は、物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わなければなりません¹。この支払期日を経過したのに、親事業者が下請代金を支払わない場合、「支払遅延」として下請法違反となります。支払期日が定められていない場合は、給付の受領日に下請代金を支払わなければ支払遅延となります。検収締切制度において、検収に相当日数要する場合であっても、下請業者からの給付の内容を検査したか否かにかかわらず、親事業者が給付を受領した日から支払期日が起算されます。また、支払の繰り延べについて親事業者と下請事業者が合意したとしても支払遅延になる点にも注意が必要です。

(2)具体的事案²

勧告事案・指導事案双方を含んだ実体法規定違反に占める割合は、過去5年間で約50～60%と圧倒的に高くなっています。実際に指導を受けた事案の中には、親事業者が給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定められた支払期日を経過して支払代金を支払わせた例などがあります。

3 下請代金の減額の禁止(法4条1項3号)

(1)内容

下請事業者の責に帰すべき理由がないのに親事業者が事後的に下請代金の額を減じる行為は、代金減額として下請法により禁じられています(なお、下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定める行為は、下請法上、買ったたきとして別の禁止事項に該当します(法4条1項5号))。

①消費税相当分を支払わない、②下請代金の総額はそのままにして数量を増加させる、③下請事業者と合意することなく、下請代金から銀行振込手数料を差し引くなどの行為も代金減額にあたります。また、下請事業者との合意に基づき、リポート等の名目で下請代金から減じる行為も、下請事業者に責任のない理由に基づくものであれば下請法違反になりうる点にも注意が必要です。

下請事業者の責に帰すべき理由があるとして代金減額が許されるのは、①不良品の納入や納期遅れなどがあるとして受領拒否・返品した場合に、その給付に係わる下請代金の額を減じる場合、②受領拒否・返品ができるのに給付を受領し親事業者自らが手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じる場合、③不良品の存在や納期遅れによる商品価値の低下が明らかなき(例:納期遅れのためにバーゲン品になったとき)に、客観的に相当と認められる額を減じる場合に限定されると解されています³。

また、ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金は下請代金の減額に当たらないと解されていますが、要件が非常に厳格ですので、ご検討される場合は個別にご相談下さい。

(2)具体的事案⁴

代金減額は勧告事件に占める割合が高く、平成24年度では16件の勧告事件のうち15件で問題とされています。減額の名目としては歩引き、リポート、事務手数料、販促協力金、カタログ作成協賛金など様々なものがあります。また、製造委託において従来より低額の単価を決定した際に、引下げ前の単価で発注したものについてまで単価を遡って適用して下請代金を減じた事案もあります。その他、下請事業者からの希望で下請代金の支払方法を手形の交付から現金での支払いに変更した際に、下請代金から短期の調達金利相当額を超える額を差し引いた事案もあります。

4 消費税率引上げ分の値上げの価格への転嫁を阻害する行為との関係

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下、「消費税転嫁特措法」といいます)が制定され、消費税率引上げ分の値上げの価格への転嫁を拒むための代金減額や買ったたきは同法違反となり、公正取引委員会の勧告・指導の対象となります。例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、本体価格が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を105円のまま据え置く行為は消費税転嫁特措法上の買ったたきにあたります。

消費税転嫁特措法と下請法は、適用対象となる事業者の範囲などが異なるため、事業者が平成26年4月1日以後に受ける商品又は役務の提供に関する代金減額や買ったたきで、下請法が適用されない場合でも、消費税転嫁特措法違反となる場合があります。反対に、消費税転嫁特措法違反とならなくても下請法違反となる行為もあり、例えば、ある事業者が、消費税率引上げ以後の課税仕入れ分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前に納入されたものを消費税率引上げ以後に納入されたものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払う行為は、消費税転嫁特措法の対象とはなりませんが、当該事業者が下請法適用対象事業者であれば、支払遅延として下請法違反となります。

1 もっとも、繊維工業については90日以内、それ以外の業種については120日以内の手形による支払は許容されると解されています(昭和41年3月11日公正取引委員会事務局長第169号・第233号、中小企業庁長官第339号・第467号)
2 公正取引委員会「下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成22年度～24年度)
3 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号)第4の3(2)、下請取引適正化推進講習会テキストp45
4 公正取引委員会「下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成24年度、平成25年度上半期)



弁護士 草深 充彦
(くさふかみつひこ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

トピックス

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」について

弁護士 草深 充彦

1 はじめに

平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられ、平成27年10月1日には消費税率が10%に引き上げられます。消費税率の引上げに伴い、中小規模の納入業者が、大規模な小売事業者等へ商品等を納入する際に、納入価格へ消費税の増額分を上乗せすることを容易にするために、平成25年6月12日、大規模小売事業者等が納入価格への上乗せを拒否する等の行為を禁止することを目的とする「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下、「特別措置法」といいます。)が成立しました。特別措置法は、平成25年10月1日より施行されており、平成29年3月31日に失効することとされています(時限立法)。

以下、特別措置法の規定の概要について、ご説明させていただきます。

2 ①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置(3条)

特定事業者¹は、特定供給事業者²に対し、以下の行為をしてはならないとされています。

(1)消費税の転嫁拒否等の行為

ア 減額、買ったたき(特別措置法3条1号)
商品や役務の対価を事後的に減額して消費税の転嫁を拒否すること(減額)や、商品や役務の対価の額を通常支払われる額に比べて低く定めて消費税の転嫁を拒否すること(買ったたき)が禁止されます。

イ 購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制(特別措置法3条2号)

消費税の転嫁に応じると引換えに特定供給事業者に商品を購入させたり、役務を利用させたりすること(購入強制、役務の利用強制)や、消費税の転嫁に応じると引換えに、特定供給事業者をして、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること(不当な利益提供の強制)が禁止されます。

ウ 税抜き価格での交渉の拒否(特別措置法3条3号)

商品又は役務の対価を決定するための交渉の際に、税抜き価格を基準に対価を決めたいとの特定供給事業者からの申し出を拒むことが禁止されます。

(2)報復行為(特別措置法3条4号)

特定事業者は、特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、特定供給事業者との間の取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすることを禁止されます。

(3)違反に対する措置

特定事業者が上記(1)又は(2)の行為をしたときは、①公正取引委員会・主務大臣・中小企業庁長官による報告徴収・立入検査、指導・助言、②主務大臣・中小企業庁官による公正取引委員会に対する措置請求、③公正取引委員会による勧告・公表といった措置が講じられることがあります(特別措置法4条乃至7条)。

3 ②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置(8条)

事業者は、消費者に誤認を生じさせないように

するという観点から、また、納入業者に対する買いたたきを防止するという観点から、以下のような表示をしてはならないとされています。

(1)取引の相手方に対し消費税を転嫁していない旨の表示

Ex.「消費税は転嫁しません」、「消費税は当店が負担しています」などの表示

(2)取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

Ex.「消費税率上昇分値引きします」、「消費税還元セール」などの表示

(3)消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、(2)に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

Ex.「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」などの表示

なお、消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、転嫁拒否等の行為に対する勧告、指導等の規定が準用されています(9条)。

4 ③価格の表示に関する特別措置(10条)

事業者は、消費税を引き上げる際、顧客に表示する税抜き価格を税込価格と誤認されないようにしていれば、税込価格を表示しなくてもよいが、

できる限り速やかに税込価格を表示する努力義務を負うこととされています。

5 ④消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置(12条)

事業者等が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度が設けられています。ただし、公正取引委員会への届出が要件となっています。

(1)転嫁カルテル(転嫁の方法の決定にかかる共同行為)

事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税増額分を上乗せの決定、消費税額を上乗せした結果として生じる端数の切上げ・切捨て等の合理的な範囲での処理の決定などにかかる共同行為については、独占禁止法の適用がないこととされています。ただし、事業者間で本体価格を統一することの決定については、独占禁止法の適用は除外されません。

(2)表示カルテル(表示の方法の決定にかかる共同行為)

消費税抜き価格と消費税額を併せて表示したり、消費税抜き価格と消費税抜き価格を併せて表示したりするなどの表示方法に関する決定にかかる事業者間での共同行為については、独占禁止法の適用がないこととされています。

1 特定事業者とは、①一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの(大規模小売事業者)、②法人である事業者であって、個人である事業者、人格のない社団等、資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるものをいいます(特別措置法2条1項)。

2 特定供給事業者とは、個人事業者、人格のない社団等、資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者であって、大規模小売業者に継続して商品又は役務を供給する事業者をいいます(特別措置法2条2項)。



弁護士
大澤 武史
(おおさわ たけし)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2014年1月
京都弁護士会に登録替

最新判例紹介

保証人が主たる債務を相続したことを知りながらした保証債務の弁済は、当該主たる債務の消滅時効を中断するとした事例

～最高裁第二小法廷平成25年9月13日判決～

弁護士 大澤 武史

1 はじめに

保証人は、主たる債務が消滅した場合には、保証債務は附従性により消滅し、以後、保証人は債権者に対して弁済する義務を負わないこととなるため、主債務の時効の完成によって直接利益を受ける者として、主債務者の消滅時効の援用権者にあたる(民法145条)¹。

そして、債務の弁済は、「承認」(民法147条3号)として、消滅時効の中断事由となること、主たる債務の弁済は、保証債務についての時効中断の効力を生ずるとされ(民法457条)、他方、保証債務の弁済は、主たる債務の時効中断の効力を生じないとされている(民法148条)。

2 事案の概要

平成9年から平成11年にかけて金融機関(A)から個人商人(B)に対してされた貸付等について、Bとの間の信用保証委託契約に基づき、X(信用保証協会)がAとの間で信用保証契約を締結し、XとY(個人)との間で、BのXに対する求償金債務について連帯して保証する旨契約が締結された。

その後、BがAに対する貸付等債務の履行を怠ったため、平成12年9月28日、当該信用保証債務の履行として、XがAに対して代位弁済を行った。これによりXがBに対して求償金債権を取得したとして、平成22年1月13日、XがY(個人)に対して、連帯保証債務の履行を求めて支払督促を申し立てたのに対して、Yから、主たる債務は時効期間である5年を経過しており、主たる債務の時効援用により連帯保証債務も消滅したとして異議が申し立てられ通常訴訟に移行した事案である。

本件では、前記代位弁済後の平成13年6月3日にBが死亡し、Yが単独でBを相続していたところ、平成15年12月から平成19年6月3日までの間、YがXに対し、本件連帯保証債務の一部弁済を行っていたことから、当該弁済が主たる債務であるBのXに対する求償金債務の消滅時効を中断する効力を有するかが問題となった。

3 裁判所の判断

主たる債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位に併せて、包括的に承継した主たる債務者としての地位をも兼ねるものであるか

ら、相続した主たる債務について債務者としてその承認をし得る立場にある。そして、保証債務の附従性に照らすと、保証債務の弁済は、通常、主たる債務が消滅せずに存在していることを当然の前提とするものである。しかも、債務の弁済が、債務の承認を表示するものにほかならないことからすれば、主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、債権者に対し、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含するものといえる。これは、主たる債務者兼保証人の地位にある個人が、主たる債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をすることは、想定し難いからである。

したがって、保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務による承認として当該主たる債務による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である。

4 まとめ

保証人が、主債務者の唯一の相続人として主債務を相続したことによって、保証人としての地位と主債務者としての地位を有していたところ、これを知りながら保証債務の弁済を行った場合に、当該保証債務の「承認」だけでなく、主債務の「承認」となり時効中断の効力を有するかについて、これまで判例はなく、学説でもあまり論じられていなかったとみられる点であるが、本判決はこの点について初めて判断を示したものと見え、意義を有する。

本判決と異なり、時効中断の効力を否定した本件第1審及び控訴審は、相続によって保証人と主債務者の地位を兼ねる立場にあることを自ら知っている者が、主債務を承認することなく、保証債務のみを弁済することを認めるものであったといえる。しかし、そのような地位の使い分けを認めることは、保証債務の附従性からしても不自然であって、本判決の指摘するところは正論であるように思われる。

債権管理上も時効中断は重要な関心事であると考えられるため、ここに紹介する次第である。

1 大判大正4年7月13日民録21輯1387頁等



弁護士
小林 章博
(こばやし あきひろ)

京都事務所だより15

京都検定 顛末記

弁護士 小林 章博

クライアントをはじめとする皆様にご提供させていただいている「CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS」。昨年秋号(第72号)が皆様のお手元の届き始めたことから、クライアントの皆様とのコミュニケーションに目立った変化が生じ始めました。その一例をご紹介します。

【ケース1】

2012年11月上旬、あるクライアントの方から届いたご相談メールの末尾の一文：「試験」成功を祈念いたしております。」

【ケース2】

2012年11月下旬、あるクライアントの方との打ち合わせの冒頭の会話：「弊社には1級合格者がいるんですよ!」

【ケース3】

2012年12月上旬、あるクライアントのから届いたご相談メールの冒頭の一文：「8日の京都検定3級受験に向けて、最後の追い込みをかけておられると拝察します。」

京都事務所を開設した翌年から、つれづれなるままに、京都事務所の活動の様子などを、そこはかとなく書きつくりたる「京都事務所だより」。前回の連載の末尾にサラッと書いた「京都検定を受験する」という一文が、まさかこんなにまで皆様との間の話題になるとは私自身夢にも思っておりませんでした。法律をテーマにした記事が中心の弊事務所ニュースの中では異色の(?)連載ですが、意外にも多くの皆様にお読みいただいていたのです。ここに厚くお礼申し上げます。

一方、ここで正直に告白しますと、「京都事務所だより」をお読みいただいているという感謝や喜びの気持ち以上に、「これは落ちたら恥ずかしい」という大変なプレッシャーが私の上にズシリと掛かってきました。京都検定の受験、しかも一番易しい3級の受験が、わが人生の一大事へと変貌を遂げたのでした。

京都検定の受験を決めてから早々にテキストと過去9回分の問題集を買い込んだものの、日常業務に追われて折角の書籍も「ツン読」状況のまま放置。しかし、11月下旬にもなると、少々気持ちが焦ってきました。「これは落ちたら恥ずかしい」ということで、週末に時間を作って過去問を少し解いてみると…スラスラ解けるところもあれば、ほぼ全滅の部分もあり。私の知識には相当な偏りがあることが分かってきました。大ざっぱに分類すると、私の京都における生活圏から少し遠いところにある神社仏閣についてはほとんど知識がない、また、茶道、華道のような伝統文化についての知識が乏しい等々です。自分の弱点がわかれば、それを補うための勉強をすれば良い、ということになりますが、自分の記憶力と睡魔との過酷な戦いとなったのでした…。

さて試験当日。京都市内の大学で試験は実施されました。京都検定3級とはいえ今年も2000人以上の方が受験されていたようで試験会場は意外と緊張感に包まれていました。私も適度な緊張の中、試験スタート。問題は100問。全くわからない問題には「×」、自信がない問題には「△」等のマークをつけながら一通り解いてみて、いざ「×」や「△」の数を数えてみると結構多いではないか…。しかし、嘆いてみても仕方なし。とにかく「×」や「△」の問題を中心に見直しをして試験終了。

試験終了後、自分の回答をテキスト等によって自分なりにチェックしてみたところ、合格ラインは超えていそうです。ホッと胸をなで下ろした私でした。

よく、スポーツ選手が「皆様の応援のおかげで、メダルを取れました!感謝します!」というような発言をしていますが、今回、私が最後まで踏ん張って勉強しようという気になったのも、話題にいただいた皆様のおかげです!皆様に感謝申し上げます。

自分の目標があるのなら迷わず公言すべし。それがきっと目標実現の第一歩ですね(少々大げさですが…)。また、次の目標ができましたら、「京都事務所だより」で取り上げさせていただきます!

それでは皆様、本年もどうぞよろしくお祈りいたします。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄
(元 南税務署長)

弁護士 川口 富男
(オブカウンセル) (元 高松高等裁判所長官)

1 リスク管理と危機管理

市役所、区役所は場所を表す「所」の役所として、警察署、消防署、税務署は権限を行使する「署」の役所として区分されています。署の中でも警察署と消防署は事後処理をする役所ですが、税務署は調査などによって事を起こしてから処理をする役所です。したがって税務署は、トラブルの多い職場で、仕事の大部分はリスク管理と危機管理となっています。

リスクとは、目的や目標を達成する過程において、その達成を阻む全てのトラブルをいいます。トラブルが発生すると目標達成が困難になります。「リスク管理」は、転ばぬ先の杖としてトラブルが発生しないように管理することです。一方「危機管理」は、転んでしまった後にすばやく対応することで、トラブルが発生した場合の損失を最小限に抑えることです。

2 リスク管理の区分

(1) 純粋リスク

リスクには、組織や個人にとってマイナスにしか作用しない「純粋リスク」があります。このリスクには、人的リスクとして、人の死亡、身体障害の発生に関するリスクがあり、健康リスクを含みます。また、物的リスクとして、財産を脅かす火災、地震、暴風雨などの自然災害があります。

(2) 投機リスク

組織や個人にとってプラスとマイナスの両面を持っている「投機リスク」があります。このリスクは一般社会における経済活動から生ずる商取引のリスクがこれに当たります。その例として、企業における価格変動リスク、商品開発リスク、為替変動リスクなど投機的なリスクがあります。

3 リスク管理の方法

(1) リスク管理の特定

リスク管理には、先ずどのようなものがリスクに該当するか、その洗い出しをする必要があります。将来考えられる全てのリスクを、過去の経験則に従って特定します。そのリスクが、純粋リスクの場合は「君子危うきに近寄らず」として守りの考えで、投機リスクの場合は「虎穴に入らずんば虎子を得ず」として攻めの姿勢によって対応します。

(2) リスク管理の選択

リスク対応の選択方法としては、①リスクの影響が大きく、またリスクを管理することが困難な場合には活動を中止する、②リスクの発生や影響を少なくするため、新たな内部統制などを導入して予防する、③リスクの影響を軽減するため、保険取引などを行なって他に転嫁する、④リスク対応のコストが損失額を超えるような場合には、何ら特別な対応をせずに受入れる方法があります。

(3) リスク管理の実行

リスク管理の実施過程としては、①明確に文書化された基本方針と実務マニュアルを作成する、②責任者を特定するとともに、リスク管理の実務を支える内部統制システムを

構築する、③組織が抱えるリスクを計測し、必要と思われるヘッジ取引を活用する、④定期的に事例研究などを行なってリスク被害を最小にすることです。税務署では「あなたならどうする」と題して、実務マニュアルに基づいた研修を実施しています。

(4) リスク管理の改善

想定されるリスクとその対応結果を測定するために、現場から独立したガバナンスのできる部署を設置します。そして、自己評価と内部監査を定期的にモニタリングしてマンネリ化を防止します。加えて、コンプライアンスは適正かどうかを含めて、常に管理体制を検討しながら改善していきます。税務署では、人事異動の時にリスク管理項目を後任者に引き継ぐことを定型化しています。

4 リスク管理の問題点

(1) リスク管理とコスト意識

観光地で子供が崖から落ちたとします。崖の周りをフェンスで囲めば事故は軽減されます。しかしフェンスの設置にはコストがかかりますし、構造物によって美観の点から観光価値が減少します。フェンスを作るかどうかは、事故のリスクとそのコストなどを意識して決めなければなりません。アメリカの国立公園には崖の周りにフェンスが少ないことで有名です。

(2) リスク管理と萎縮対応

世の中では運悪く自動車事故に巻き込まれることがあります。交通事故を無くす絶対的な方法は車を廃止してしまうことです。しかし、そのような萎縮した対応は現実的ではありません。また、事故防止を優先して遊戯機具を撤去したため、子どもの声がない児童公園も考えものです。大切なことはリスクの内容を理解して、それと上手に付き合うことです。

(3) リスク管理と人事評価

多くの組織人は、自分の属する組織よりも自分の人事を大切に考えます。リスク管理の仕事は割に合わない仕事です。事故が無くても当たり前、万一事故が起こったら人事評価に影響します。緻密に準備し、その結果、無事に任務を遂行した時は、取り越し苦労だったのではないかと懐疑的になります。しかし、何も無かったことと、何も無いようにしたこととは全く違うのです。

5 リスク管理と選択行動

私たちの現在の行動は、将来に影響を及ぼします。将来のことを完全に知ることは出来ませんから、私たちは常に未来のリスクに対処する選択行動を迫られています。残念ながらリスクがゼロということはあり得ません。人間はリスクがあるからこそ、それを乗り越えようと努力する訳ですし、その結果として個人と社会が進歩、向上していくのです。

リスク管理においては、常に最悪のケースを想定して、自分の出来る限りの人事を尽くし、その後は運を天に任せます。そうすると心に余裕が出来て、いざと言う時に不思議と冷静に対応できます。加えて、選択方法の実施に当たっては、楽天的に行動することです。人生の成功者は、本質的に「朝の来ない夜はない」と信じて疑わない陽性タイプの人が多いからです。

作品論よりも作家論に軸足を置き、作家の人物像、生育歴、学歴等の勉強歴、先祖から現在までの家庭環境、生き様、交遊関係、特に他の文学者との親近或いは反発の関係、異性関係、仕事振り、作品成り立ちの裏情報等を、個人情報保護などという考えをかたくり捨ててまとめた一連の書物があります。文壇録とか、文壇実録と言われるものです。要するに、作品が生み出された背景をまとめたものと言うことができます。もともと作家は私小説家を代表として、自分の内面外面をさらけ出す職業ですから、個人情報保護の利益をあらかじめ放棄している立場ですが、家族など関係者は大変です。書き手は、作家とか文芸評論家(特に編集者出身)が中心で、それぞれの観点から取り上げた作家の実像を、素材から彫像を削り出すようにして描きます。これらの書物を文壇録と呼ぶのは、以前にあった文壇に由来します。当時作家や文芸評論家には、濃淡様々ではあります。文壇と呼んでいました。その文壇という言葉は今も残っていますが、実体はなくなったと言われています。

◇ ◇ ◇

文壇録の種別には、まず歴史的視点から大観した「日本文壇史」(明治から大正まで、伊藤整著18巻、瀬沼茂樹著6巻、講談社文芸文庫)、そのあとを受けた形の「新・日本文壇史」(川西政明著10巻、岩波書店)があります。歴史とは言っても、性質上個々の作家に照準が合っていて、それに文学史的な視点が加わっていますから、文壇録としての裏情報は満載されており、それと合わせて生きた文学史が分かることになります。

次に、特定のジャンルの作家を網羅的にとり上げるものとして、大衆作家とか時代小説作家に照準を合わせたものがあります。いわばその文壇特有の情報が満載されることになります。大村彦次郎の「時代小説盛衰史」(ちくま文庫)などです。

その次に、書き手が任意に選んだ特定の作家についてのものです。これには文壇録的なものから評伝(作品評価を加えた伝記)までいろいろあります。また、瀬戸内寂聴の「奇縁まんだら」(4巻、日本経済新聞社)のように出会った人(当然作家が多いのですが、作家以外の人も入っています)についての見事な一筆書きのような文壇録もあります(これには横尾忠則の見事なスケッチがついていて、対象の作家を彷彿とさせます)。

これらとは少し趣を異にしますが、作家同士の交遊関係を書いた交友録や往復書簡集があります。単に交遊のあれこれを書くだけではなく、もっと深い真摯な観察や意見の交換が満載されますから、文壇録以上の情報に満ちたものになります。

◇ ◇ ◇

私はこれらの書物を好んで読んできました。従来の文学史、特に高校で習うような文学史は、文学者の名前ばかりが出てきて、それを政治的な時代区分で分け分けをしたものですが、具体的な内容は分かりにくいし、文学の時代的区割りを政治のそれに従わせる無理もあって(ですから日本全史を4つに分けるといふ丸谷オ一の創見があります。4つというのは余りに大まかすぎるとは本人も認めています。文学史とは人の考え方の流れですから、人は古来そんなに変わっていないことの証左

かもしれません)、身につかないのですが、文壇史は個人に着目しますから、具体的で、歴史が生き活きと息づくようで、面白いのです。文壇史を読んでから文学史を読むと、文学の歴史が良く分かるように思います。

次に文壇録ないし評伝では作家の人物像が腑分けするように解剖されますが、それと個々の作品との密接な関係も開示されますから、このあたりの面白さがあります。しかも読み手は作品をじかに鑑賞できますから、言われていることを自分でも確かめることができます。法曹は、裁判官、検察官、弁護士を問わず、要するに人と社会を対象にする職業で、特に人のことが分からなければなりません。その点文壇録は人間観察の格好の教材になると言えるのです。特に作家の書いた評伝は、ほぼ例外なく内容が濃くて面白いと思います。それは、人間観察、人物表現のプロである作家が、沢山いる作家の中から興味を持つから対象として選んだというインセンティブがあり、しかも素材は誰でも検証が可能というオープンな状況で書き上げるのですから、力量が問われます。ですから、総じて力作であり、読み応えがあります。

◇ ◇ ◇

最近に出た、文・川本一郎(評論家)、写真・樋口進(写真家、もと文藝春秋社所属)による「小説家たちの休日」(副題「昭和文壇実録」文藝春秋社)を一例にあげます。「休日」と銘打つだけあって普段着の、ときにはステテコ姿(大宅社一)の写真とともに、樋口進のキャプションが付けられています。これがまた文壇通の写真家だけあって、作家を彷彿とさせます。本文は短いながらも、川本一郎の卓越した観察眼で捉えたエピソードと鋭い作品評から成っていて、題名どおり小説家の休日のたたくまいとともに作品の本質が描かれることになります。

その一つに檀一雄が女性と二人で、とてもよい笑顔で写っているスナップがあります。女性は、檀の自伝的長編小説「火宅の人」(読売文学賞、日本文学大賞)で主人公桂一雄の愛人として登場する「恵子」のモデルの入江杏子だそうで、樋口進の「60年間隠していたが、このたび檀夫人の許可をいただいた」とのキャプションがついています。「火宅の人」では主人公が延々と三角関係に由来する「火宅」をつくりながら、しかし一種楽天的と感じられるのが救いであり、面白く読めるのですが、この二人の笑顔を見て納得できました。「恵子」は日本文学が作った女性像の中でも特に魅力があると思っていますが、作者の創造力、表現力もさることながら、モデルに恵まれたに違いありません。そして、この「恵子」なら主人公が「火宅」を作ったことも、めちゃくちゃな生活の中から生涯の傑作を著しえた理由も分かるように思いました。また本文で川本一郎がそのあたりのことに触れ、家族を破滅させなかった檀一雄の天真爛漫振りを描写しています。これが今回この写真の公表が許可された背景なのでしょう。檀一雄は破滅型とか無頼派と言われていますが、明るさがある、太宰治的な人をも破滅させる型ではなかったようです。なお檀一雄のことは、上記新・日本文壇史第6巻に詳しく出ています。

1 序

平成18年改正前民法43条は、平成18年改正民法34条と同様、「法人は、法令の規定に従い、定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」と定めていました。当時の商法78条2項(261条3項)は、当時の民法44条1項(法人の不法行為責任)や54条(理事の代表権の制限)の規定を会社に準用していましたが、当時の民法43条の規定を準用する規定は設けていませんでした。しかし、判例・学説多数説は、この規定は法人に係る一般原則を明らかにしたものであり(清算会社の「清算の目的」に係る会社法476条、645条参照)、会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有すると解していました(最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁)。

2 平成18年改正民法34条と会社

公益法人の公益認定に際して、定款所定の目的の社会的機能が重視され、目的の変更には行政庁の認定が必要です。公益法人は目的の範囲内の公益活動を遂行するために法人格が付与され、さらに、様々な特典も付与されるため、公益法人の能力が目的により制限される必要があります。これに対して、会社の目的の記載は、法人格付与の判断に関係しません(準則主義)。違法な目的の記載は許されません。しかし、会社の目的は会社が任意に定め、任意に変更することができます。また、平成17年商法改正前においては、目的の記載は明確・具体的でなければならないと解されていましたが、会社法は、当時の商法19条や商業登記法27条の規定を削除して、会社の目的の記載方法を大幅に弾力化しました。現在では、商工業一般といった記載も不適法でないと言われています。

平成17年改正前商法は、公益法人と会社における定款所定の目的の記載の機能の相違に配慮して、あえて民法43条(さらに、目的の範囲外の行為に係る理事等の責任を定める44条2項)を会社に準用しなかったものであり、会社において、定款所定の目的は対内的に代表者の業務執行権限を制限するにすぎないと解する見解も有力でした。

しかし、平成18年改正民法は、その法人法を法人の通則法として再構成しました。民法34条は、準用条文を要することなく、会社(さらには、その他の法人)に適用されることとなりました。会社の能力は定款所定の目的により制限されるのです(判例法理の明文化)。

3 定款所定の目的の範囲の解釈論

定款所定の目的と会社の能力に関する学説の対立は、以上のように、立法的に解決されましたが、特定の事業活動が目的の範囲内かどうか、どのように判断するのかという解釈問題はなお残っています。公益法人については、その目的の記載の趣旨に配慮して解釈されることとなりますが、準則主義が妥当する一般法人について同様の解釈基準でよいかどうかは検討を要します。

会社について、最判昭和27年2月15日民集6巻2号77頁は、定款所定の目的遂行のため直接間接に必要な行為は会社の目的の範囲内に包含され、その必要性の判断は客観的抽象的にすべきであると判示しました。学説は、判例法理によると、取引行為について目的の範囲外とされるものは考えられないとして、目的による会社の能力制限は観念的なものであり、実質的には廃棄されていると説明しています。

しかし、個々の取引行為と事業を区別して議論する余地もあるように思われます。会社法824条1項3号は、業務執行取締役が定款で定める会社の権限を逸脱する行為を継続反復して行うときを会社の解散命令事由としています。定款所定の目的の記載が弾力化されたとしても、たとえば、製造会社が、定款を変更することなく、定款所定の事業目的と全く無関係な製品を製造すること、さらには、サービス事業会社が当該サービスと全く無関係な製品を製造することを主たる事業として営むことも、会社の能力と関係ないと言い切ることが妥当か、検討を要するのではないのでしょうか。この点は、次回に検討することとします。

なお、寄付等については、それが会社の目的遂行のために直接に必要であると判断される場合もあります(事業に関連する研究者に対する寄付等)。会社のイメージ向上に寄与する寄付等は、会社の目的遂行のため間接的に必要な行為ということもできます。しかし、大震災に際しての義援金等をそのように説明することが合理的なのでしょうか。そもそも、営利企業である会社が無償行為(寄付)を事業目的に掲げることは想定されていません。社会的に存在する会社は、目的の如何にかかわらず、社会通念上会社に要請ないし期待される無償行為をすることができるかと解することが妥当でしょう(前掲昭和45年最大判は会社の政治献金を会社の能力の範囲内であると判断)。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 太田 浩之	弁護士 中村 健三
弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 草深 充彦	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史
弁護士 本行 克哉	弁護士 佐々木 裕介	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士)	弁護士 マイケル・カミレリ (ニューヨーク州弁護士)	弁護士 川口 富男 (オブカウンセル)
弁護士 森本 滋 (オブカウンセル)	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣	